

学生のみなさんへ

新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の短期大学部の対応について

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、同感染症が政令により「指定感染症」として指定されました。これにより、学校保健安全法に定める第一種感染症とみなされ、「学校において予防すべき感染症」となることを踏まえ、本学の対応を以下の通りお知らせいたします。

1. 出席停止

新型コロナウイルス感染症と診断された学生等、以下に該当する場合は、学校保健安全法第19条の規程により、「出席停止」となります。

出席停止の判断目安

令和2年2月18日付け文部科学省通知「学校における新型コロナウイルスに関連した感染症対策について」および令和2年2月25日「同（第二報）」による

- ①医療機関において新型コロナウイルスに感染していると診断された場合
- ②発熱や咳などの風邪のような症状が見られるとき
- ③37.5度以上の発熱が4日以上続く場合（解熱剤を飲み続けなければならない場合も同様）
- ④強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合
- ⑤濃厚接触者に特定された場合

2. 出席停止の期間

- ・上記 ①新型コロナウイルスに感染していると診断された場合

1) 短期大学部事務室まで電話にて連絡してください(052-751-2561)

学校保健安全法に施行規則19条第1項の規程により、出席停止期間は「治癒するまで」となります。

2) 登校の再開にあたっては、治癒し登校に支障がないことを証明する医療機関の診断書等を短期大学部事務室まで提出して下さい。

- ・上記 ②、③及び④の場合

保健所等の相談窓口へ相談するとともに、指示に従って医療機関を受診し、新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、治癒するまでとする。それ以外の場合は症状が治まるまでとする。

- ・上記⑤の場合

感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間を自宅待機とする。

3. 出席停止により欠席した授業の取り扱いについて

出席停止により欠席した授業等については、学生の不利益にならないよう、レポート・追試験等の代替措置を講じるなど適切な配慮を行うので、快復し登校を再開した際は、授業担当教員へ申し出て指示を受けてください。

4. 罹患した場合の報告について

新型コロナウイルス感染症に罹患した場合は、必要に応じて感染の拡大を防止するための措置を講じる必要があることから、速やかに、電話（登校はしないこと）により、次に掲げる事項について短期大学部事務室に報告して下さい。

- ①診断日
- ②受診した医療機関
- ③現在の状況
- ④発熱及び咳などの呼吸器症状が現れた日
- ⑤診断日前1ヶ月以内における外国への渡航歴の有無（渡航歴のある場合は、期間、国名および都市名）
- ⑥症状が現れた日以降における本学の学生・関係者との接触の状況（授業への出席状況を含む）
- ⑦今後の見通し等にかかわる医師等の所見

5. 濃厚接触者に特定された場合について

濃厚接触者に特定された場合は、直ちに短期大学部事務室へ連絡してください。濃厚接触者に特定された場合の出席停止は、感染者と接触した日から2週間（14日間）の自宅待機となります。その間、毎日朝・夜に体温を測るなど健康状態に注意を払い、37.5度以上の発熱かつ急性呼吸器症状が出た場合には、医療機関受診前に保健所等の相談窓口へ相談するとともに、短期大学部事務室まで連絡して下さい。

1. 愛知県新型コロナウイルス感染症対策サイト

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/soudan.html#kikokusya>

2. 愛知県保健医療局健康医務部健康対策課 感染症グループ

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/soudan.html#kentai>

3. 厚生労働省新型コロナウイルス感染症について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#houshin